

よくある質問

神戸土木事務所企画調整担当

1. 神戸市内のどの川でも対象ですか？

回答) 兵庫県が管理する河川のみが対象です。神戸市管理の河川・用水路は対象外です。

2. 申請できる活動はどういったものですか？

回答) (1) 河川を環境学習の場とする活動(まなぶ)、(2) 河川環境の保全活動(まもる)、(3) 河川を主体とした地域交流活動(ふれあう)の河川愛護意識の普及に役立つ活動が申請の対象です。

3. 河川環境の保全活動として、河川清掃を申請できますか？

回答) できません。令和5年度より、河川ふれあい活動事業において、河川清掃及び草刈りは補助の対象外となりました。河川清掃及び草刈りの支援を希望する場合は、河川ひょうごアドプト、もしくは河川愛護活動をご利用ください。

4. 3月の活動を申請できますか？

回答) できません。当該年度の4月1日から翌年の2月28日までの活動を申請してください。

5. チラシ・ポスター・横断幕等に団体名の記載だけでいいですか？

回答) 「兵庫県神戸県民センターの助成事業」であることを明記してください。R4年度からは、明記のない広報物及び掲示物に関しては、補助の対象になりません。

6. 食料費は対象になりますか？

回答) 対象にはなりません。飲料は対象となりますが、1人1本程度としてください。飲料は自動販売機では購入せず、店舗で購入し、必ず領収書またはレシートを発行の上、提出してください。なお、喫茶店等の店舗で飲んだ分は対象になりません。

7. 会議や講習会で飲む飲料は対象となりますか？

回答) なりません。屋外で活動する場合のみ、飲料は対象になります。

8. 対象となる飲料とはどういったものですか？

回答) 熱中症対策を目的とし、飲料を補助の対象としています。このため、お茶、水、スポーツ飲料を対象とします。また、数量は1人1本程度としてください。

9. 団体の会員に講師をしてもらうが、謝金は補助金の対象となりますか？

回答) なりません。外部から招聘する講師のみが対象です。

10. 人件費は対象になりますか？

回答) なりません。河川ふれあい活動事業はボランティア団体の活動を支援するもので、人件費は対象とはなりません。ただし、外部から招聘する講師等に対しての謝金は対象となります。

11. 交通費は補助金の対象になりますか？

回答) 会員の交通費は対象になりません。ただし、講師等の交通費は対象となります。

12. 活動に車を使いたい、補助金の対象となりますか？

回答) なりません。

13. 家庭で団体活動のチラシを印刷しています。インクは補助の対象になりますか？

回答) なりません。家庭用プリンタでの印刷は、個人と団体の区別を付ける事が難しいとの理由により、補助の対象外とします。

14. 占用手続きを行う必要はありますか？

回答) 河川ふれあい活動は、活動内容に対する補助金を認めたものであり、占用を許可するものではありません。事業を行う場合は、必ず管理課及び河川課と事前協議を行った上で、指示に従い手続きを行ってください。

15. どういった活動に対して協議が必要ですか？

回答) 河川区域内で行う活動は全て事前協議の対象となります。活動を行う前に、管理課及び河川課に事前協議の申し入れを行ってください。

16. 申請すれば、補助金がもらえますか？

回答) 申請後、審査会で補助金の対象になるかを審査します。

17. 神戸市と共催でイベントを行いたい、対象となりますか？

回答) なります。活動内容企画書（別紙2）に記載してください。なお、対象経費に対する県からの補助金は、神戸市等の補助額を差し引いた額になります。

18. 申請は、いつでもできますか？

回答) 申請期間は、4月1日から5月31日までです。ただし、受付期間内に実施した活動も支援の対象とします。

19. 活動内容企画書の提出は必要ですか？

回答) 全て活動内容計画書を提出してください。また、活動の開催場所を詳細に記した地図も提出してください。河川区域外の施設を利用して活動を行う場合は、施設の位置図の他、施設の名称及び住所を記載してください。

20. 団体概要は昨年と変わっていないが、提出する必要はありますか？

回答) 単年度の補助事業ですので、前年度より記載内容に変更がない場合であっても、全て提出してください。

21. 代表者が変わりましたが、会員名の提出だけで良いですか？

回答) 代表者が変更となった場合は、債権者登録の変更が必要となりますので、事務局へ申し出てください。別途、債権者登録の手続きを行います。

22. 支援額はいくらですか？

回答) 一団体につき、20万円を上限として、審査会により決定します。ただし、千円未満は切り捨てとします。

23. 活動内容を追加したいのですが、できますか？

回答) 活動内容の追加はできません。

24. 詳細内容（物品等）を変更したいのですが、変更できますか？

回答) できます。軽微な変更（詳細は Q25 をご覧ください）を除き、変更の必要性が生じた 2 週間以内に変更に関する申請書を提出してください。提出内容を審査し、変更が妥当と認める場合は変更ができます。ただし、変更金額は、6月の審査会で決定した金額を上限とします。

なお、詳細内容の追加（詳細は Q26 をご覧ください）は、必ず変更に関する申請書を提出し、審査を受けてください。

25. 軽微な変更とはどのようなものですか？

回答) 審査会で認められた計画書に記載されている活動内容の活動回数や実施時期の変更、詳細内容の数量の変更です。ただし、補助対象経費（第4条（1）（2）（3））相互間における少ない方の額 30%以内の変更とします。

26. 当初の計画より経費が余ったため、計画書に記載のない物品を購入したいです。補助の対象になりますか？

回答) なりません。ただし、変更に関する申請書を事前に提出し、審査会で追加内容を審査し、追加が妥当と認める場合は追加ができます。ただし、変更金額は、6月の審査会で決定した金額を上限とします。

27. 領収書を紛失してしまいました。

回答) 領収書がない場合は、清算はできません。必ず、レシートまたは領収書の原本を提出してください。

28. 領収書では、何を購入したかわかりません。どうすれば良いですか？

回答) 買ったものが判る納品書や注文書、数量等の内訳等の書類を添付してください。買ったものの中身が確認できない場合は、補助の対象外とする場合があります。レシートは内訳が領収書より分かりやすいため、レシートの提出をお勧めします。

29. まとめ買いをしても良いですか？

回答) 補助の対象となる商品は、その都度必要な数量を購入してください。やむを得ずまとめ買いをする場合は、購入した数量を管理台帳に記載するなど適切に管理してください。活動内容に比べ、過剰な数量を購入している場合は、補助の対象外とする場合があります。

30. 活動費が補助金決定額を超えてしまいましたが、20万円までは補助してもらえますか？

回答) 補助額は6月の審査会で決定した金額を上限としています。

31. 活動報告はいつまでに行えばよいですか？

回答) 活動報告書は、活動終了後速やかに提出してください。提出期限は、3月2日までです。

32. 他の団体から補助金を交付されることになりましたが、どうすればよいですか？

回答) 河川ふれあい活動では、他の団体から支援を受けている物品等については、補助金を交付することはできません。重複している場合は、補助金額を差し引いたものを当補助金の補助金額とします。また、疑義が生じた場合は、必要に応じて根拠資料の提出等を求めることがあります。

33. 補助金で購入した物品を、個人的に使用できますか？

回答) 補助事業により、取得した物品は交付目的以外に使用、譲渡、交換、貸し付けることはできません。団体に管理し、交付目的に応じた使用をお願いします。また、個人的な使用があった場合は、補助の対象外とする場合があります。

34. 河川ふれあい活動物品台帳とはどういったものですか？

回答) R4年度より、補助金で取得した物品は、河川ふれあい活動物品台帳（以下、物品台帳）に記載し、物品管理を行っていただきます。

補助の対象となる物品は全て（消耗品を除く）物品台帳に記載していただきます。また、耐用年数は審査会で決定し団体に通知しますので、物品台帳に記載し、管理してください。通知された耐用年数は使用してください。また、物品台帳は報告書と一緒に提出してください。

35. なぜ、河川ふれあい活動物品台帳の作成が必要なのですか？

回答) 河川ふれあい事業は単年事業ですが、複数年使用できる物品を補助の対象として購入する団体が多いため、河川ふれあい台帳（以下、物品台帳）で管理し、複数年使用する目的で作成をお願いしています。

36. 耐用年数より前に、物品が破損してしまいました。処分してもよいですか？また、新しい物品を購入した場合、補助の対象となりますか？

回答) 耐用年数より前に、破損などの理由により物品を処分する場合は、事前に事務局に連絡をお願いします。破損時の状況、現況など聞き取りを行います。破損状況の写真の提出をお願いする場合がありますので、事務局の許可を得るまでは、処分はしないでください。

なお、適正な利用での破損の場合は、新しい物品の買い替えは補助の対象となり得ますので、申請を行い、審査を受けてください。

37. 荒天で予定していた活動内容が中止となり、補助金が必要なくなりました。どうすればよいですか？

回答) 補助事業の中止又は廃止の申請を行う事で、補助事業を中止できます。補助事業の中止又は廃止の手続きを行わない場合は、神戸土木事務所より支援の取消しの手続きを行うことになります。